

医療・シニア

財産管理を子らに任せる

元気なうちに「家族信託」

だが、費用の問題に頭を抱えること。「別々の施設に入ったために日々の支払いは40万円を越えました。これから何年出費が続くのかと思うと、先が見えない不安に陥りました」

そこで女性が考えたのが、両親がいなくなったマンションの売却、放置しておくに資産価値がみるみる下がってしまう。「早めに売って施設の費用に充てよう」と考えたの

だが、費用の問題に頭を抱えること。「別々の施設に入ったために日々の支払いは40万円を越えました。これから何年出費が続くのかと思うと、先が見えない不安に陥りました」

そこで女性が考えたのが、両親がいなくなったマンションの売却、放置しておくに資産価値がみるみる下がってしまう。「早めに売って施設の費用に充てよう」と考えたの

両親が施設に入居

川崎市に住む女性50歳の両親は、同市内のマンションで夫婦2人、元気に暮らしていた。しかし2年前、父84歳の認知症が進み始め、特別養護老人ホームに入居することになった。すると母88も「1人暮らしより老人ホームに入りたい」と、自分で気に入ったホームを見つけてきた。

両親の新生活がスタートし



認知症で判断力が衰えると、不動産の売買や定期預金の解約などができなくなる(イラスト・小林弥生)

と、不動産の売買のほか、定期預金の解約や保険金の請求などもできなくなってしまう。そこで、不動産業者から勧められたのは成年後見人を立てることだった。家庭裁判所に申し立てをすれば、後見人が代理で売却できる、とアドバイスされた。

女性は後見人の申し立てに傾きかけたが、重要なことに気づいて取りやめた。後見人をつけた場合、マンション売却によって得た代金は父のためには使えても、母のためには使えなくなってしまうから。途つめたのが「家族信託」という制度だった。

まずは専門家に相談

家族信託は文字通り家族を信じて財産を託し、管理してもらう方法だ。家族信託コーディネーターの横手彰太さんは「家族信託は、子供のお年玉を親が預かるのに近いイメージ」と表現する。

子供には高額なお年玉を管理する能力がない。そこで親が預かって、子供の学費に充てるなり、必要なものを買うなりする。家族信託では逆に、認知症で判断能力の低下した親に代わって、子供が親の財産を管理し、親のために

財産を活用する仕組みだ。すなわち、親の判断能力が衰える前に親子の間で契約を結び、親から子に財産の名義を移しておくことで、親の認知症が進んで判断能力を失ったとしても、子供は契約に基づいて自分の判断で財産を動かすことができる。

家族信託は信頼に基づく契約だが、不安があれば「信託監督人」を別に置いて、お金の出入りや使い道をチェックしてもらうこともできる。

家族信託の契約には、どんな財産を信託するか、委託者(親)がなくなった場合はどうするか、などの細かい設計が必要で、税理士や司法書士の専門家の助けが欠かせない。ただ、新しい仕組みのため、専門家なら誰でも詳しいというわけではないので注意が必要だ。

女性はこの年のうちに父と信託契約を結び、無事にマンションを売却することができた。今は家族信託の受託者として、父と母それぞれの介護費用を管理している。「あれから1年半。母も娘に任せたことで安心したようで表情が明るくなりました」と話している。

(「終活読本ソナエ」2018年春号から)

完全信頼！
遺品整理の極意
活本
ソナエ
存号
¥840+税